

業務委託積算基準(令和4年10月1日)改定一覧

編	章	区分	改定項目	種別	改定要旨
		適用基準		一部	年度及び年月日の改定
		独自基準	読替	一部	設計業務等標準積算基準書読替の改定 用地調査等業務費積算基準(案)読替の改定
総則	第2章 積算基準	独自基準	第1節 積算基準 1-3 旅費交通費 1-3-1 旅費交通費の率を用いた積算(宿泊、滞在を伴わない業務の場合)	一部	適用範囲の改定、適用区分の新設 「測量業務、地質調査業務、土木設計業務、調査、計画業務」 ⇒「測量業務、地質調査業務、土木設計業務、調査、計画業務、用地調査等業務」 (追加)→用地調査等業務「直接人件費の1.91%」(新規)
			(注)3	一部	適用範囲の改定 打合せ(点検報告、流量観測結果報告含む)、関係機関協議、現地作業(現地踏査、点検等含む) ⇒打合せ(照査報告、点検報告、流量観測結果報告含む)、関係機関協議、現地作業(現地踏査、点検等含む)
			(注)4	全部	項目の新設 (追加)→「用地調査等業務における旅費交通費の率は、打合せ、外業にかかる費用を含んでいる。公共交通機関料金、連絡車(ライトバン)運転に係る損料、ガソリン代、高速道路等の料金等は含まれているため、別途計上しない。」
			1-3-2 旅費交通費の率を用いた積算(宿泊、滞在を伴う業務の場合) (1)旅費の率を用いた積算	一部	適用範囲の改定、適用区分の新設 「測量業務、地質調査業務、土木設計業務、調査、計画業務」 ⇒「測量業務、地質調査業務、土木設計業務、調査、計画業務、用地調査等業務」 (追加)→用地調査等業務「直接人件費の2.29%」
			(注)3	一部	適用範囲の改定 打合せ(点検報告、流量観測結果報告含む)、関係機関協議、現地作業(現地踏査、点検等含む) ⇒打合せ(照査報告、点検報告、流量観測結果報告含む)、関係機関協議、現地作業(現地踏査、点検等含む)
			(注)5	全部	項目の新設 (追加)→「用地調査等業務における旅費交通費の率は、打合せ、外業にかかる費用を含んでいる。公共交通機関料金、連絡車(ライトバン)運転に係る損料、ガソリン代、高速道路等の料金等は含まれているため、別途計上しない。」
			(2)率を用いた場合の宿泊料の積算	一部	適用範囲の改定、適用区分の新設 「測量業務、地質調査業務、土木設計業務、調査、計画業務」 ⇒「測量業務、地質調査業務、土木設計業務、調査、計画業務、用地調査等業務」 (追加)→用地調査等業務「6.1X」
			1-3-3 旅費交通費の率を用いない積算 2)	一部	計上方法の改定 (追加)→前進飛行場を利用する場合は、操縦士、整備士各1名につき、2日分の基準日額、日当及び1日分の宿泊料、撮影士1名につき、本拠飛行場～前進飛行場までの公共交通機関による1往復分の運賃、2日分の基準日額、日当及び1日分の宿泊料を計上するものとする。
			1-4 打合せ	一部	適用範囲の明確化 打合せが、標準歩掛に明記してある歩掛については、歩掛(〇人/回)に、往復旅行時間にかかる直接人件費が含まれていることを標準とし、往復旅行に係わる旅費交通費のみを計上する。 ⇒打合せが、標準歩掛に明記してある歩掛については、歩掛(〇人/回)に、往復旅行時間にかかる直接人件費が含まれていることを標準とし、往復旅行に係わる旅費交通費のみを計上する(用地調査等業務を除く)。

業務委託積算基準(令和4年10月1日)改定一覧

編	章	区分	改定項目	種別	改定要旨
第1編 測量業務	第1章 測量業務積算基準	適用基準	1-4 測量業務費の積算方式 1-4-3 技術管理費の積算 2. 成果検定費 表-1 (注)7	一部 全部	適用範囲の明確化 (測量内容によって測量成果検定料に電子納品検定料が含まれている場合と別途計上の場合があるため。) 適用範囲の改定 7. 航空レーザ測量(地図情報レベル500)及びUAVレーザ測量の精度管理係数は別途計上とする。
		独自基準	[2] 独自基準 1-3 測量業務費 1-3-2 測量業務費鋼製項目の内容 1. 測量作業 (1)直接測量費 ③機械経費 1-4 測量業務費の積算方法 1-4-1 測量業務費 3. 測量調査費	全部 一部	読替一覧へ移行 文言の修正 土木設計業務等積算基準→業務委託積算基準(鳥根県農林水産部・土木部)第3編土木設計業務土木設計業務等積算基準
	第2章 測量業務標準歩掛	適用基準	第10節 航空レーザ測量 10-1 航空レーザ測量の積算方式 10-1-6 調整用基準点の設置 10-2 航空レーザ測量 10-2-2 航空レーザ測量(地図情報レベル500) 第11節 三次元点群測量 11-3 UAVレーザ測量 第12節 機械経費等 12-1 機械経費、通信運搬費等、材料費 (1) 測量業務標準歩掛における各費目の直接人件費に対する割合	一部 全部 全部 一部	計上方法の改定 最低数は4点とする。→小数部を切り上げ、最低数は4点とする。 歩掛の新設 歩掛の新設 率の改定
		適用基準	第1節 地質調査積算基準 1-4 安全費の積算 (1) 表-1 安全率 (注)3	全部	適用範囲の改定 3. 調査箇所が複数の場合で安全対策上必要となる経費の有無が混在する場合でも適用できる。
第2編 地質調査業務	第1章 地質調査積算基準	適用基準	第1節 地質調査積算基準 1-4 安全費の積算 (1) 表-1 安全率 (注)3	全部	適用範囲の改定 3. 調査箇所が複数の場合で安全対策上必要となる経費の有無が混在する場合でも適用できる。
	第2章 地質調査標準歩掛等	適用基準	第2節 機械ボーリング(土質ボーリング・岩盤ボーリング) 2-4 現場内小運搬 2-4-2 編成人員 2-4-3 市場単価の設定 表2. 4. 2 現場内小運搬の規格区分 表2. 4. 3 現場内小運搬における架設・撤去の規格区分 表2. 4. 4 現場内小運搬における機械器具損料の規格区分 2-4-5 日当たり作業量 表2. 4. 6 現場内小運搬の日当たり作業量 表2. 4. 7 現場内小運搬における架設の日当たり作業量 表2. 4. 8 現場内小運搬における撤去の日当たり作業量 2-5 足場仮設 2-5-3 市場単価の設定 2. 市場単価の規格・仕様区分 表2. 5. 1 足場仮設の規格区分 2-5-5 日当たり作業量 表2. 5. 3 足場仮設の日当たり作業量(設置・撤去) 第5節 地すべり調査 5-1 適用範囲と作業内容 5-3 地下水位測定 5-4 移動変形調査 5-4-3 パイプ式歪計による調査 (2) 観測	一部 一部 一部 一部 一部 一部 全部 一部	歩掛の廃止、適用範囲の明確化 索道→(削除) (追加)→上表以外は別途計上する。 歩掛の廃止 索道運搬→(削除) 歩掛の廃止、適用範囲の明確化 索道運搬→(削除) (追加)→上表以外は別途計上する。 歩掛の廃止 水上足場 水深10m以上→(削除) 歩掛の廃止、適用範囲の明確化 水上足場 水深10m以上→(削除) (追加)→上表以外は別途計上する。 歩掛の新設 地下水位測定業務フロー、適用範囲、作業区分、作業内容の追加 歩掛の新設 歩掛の改定 主任地質調査員、地質調査員 0.04人→0.06人

業務委託積算基準(令和4年10月1日)改定一覧

編	章	区分	改定項目	種別	改定要旨
第2編 地質調査 業務	第2章 地質調査標準歩 掛等	適用基準	5-4-4 挿入式孔内傾斜計 (2)観測	一部	歩掛の改定 地質調査員 0.1人→0.2人
		独自基準	[2] 独自基準 第5節 地すべり調査 5-1-2 設計書の記載例 5-1-2-1地すべり調査委託費(記載例) 5-3-5 水位計 (1)自記水位計設置 (2)自記水位計観測 (3)自記水位計資料整理 5-3-6 携帯用触診式水位観測 第4表 携帯用触診式水位計観測 5-3-7 携帯用触診式水位計資料整理 第5表 携帯用触診式水位計資料整理	一部 全部 全部 全部	適用基準歩掛への移行 種別:自記水位計設置→設置 単位:孔→基 種別:自記水位計観測→観測 種別:自記水位計資料整理→資料整理 単位:孔・月→基・回 独自歩掛の廃止 独自歩掛→適用基準歩掛へ移行 独自歩掛の廃止 独自歩掛→適用基準歩掛へ移行 独自歩掛の廃止 独自歩掛→適用基準歩掛へ移行
第3編 土木設計 業務	第2章 土木設計業務等 標準歩掛	適用基準	第1節 共通 1-1 打合せ等 1-2 その他	一部 一部	歩掛単位の廃止 (1業務当たり)→(削除) 歩掛単位の廃止 (1業務当たり)→(削除)
			第2節 道路設計標準歩掛 2-3 道路詳細設計(A) (1)標準歩掛	一部	歩掛の改定 設計計画及び施工計画→設計計画と施工計画 を分離 道路付帯構造物・小構造物設計→道路付帯構 造物設計と小構造物設計を分離 仮設構造物・用排水設計→仮設構造物設計と用 排水設計を分離 直接人件費の構成の改定
			第7節 一般構造物設計 7-2 擁壁・補強土 7-2-4 補強土詳細設計[テールアルメ、多数アン カー式擁壁等] (1)標準歩掛	一部	歩掛の改定 直接人件費の構成の改定 (注)4 現地踏査は、1箇所当たり、技師(A)0.5 +技師(B)0.5を別途計上する。→現地踏査は、 1箇所当たり、技師(A)0.5を別途計上する。
			第8節 橋梁設計 8-2 橋梁詳細設計 (1)座標計算 (2)施工計画 (3)動的照査 (1)関係機関との協議資料作成 (2)現地踏査	一部	歩掛の改定 直接人件費の構成の改定
第4編 調査、計 画業務	第1章 調査、計画標準 歩掛	適用基準	第5節 水文観測業務 5-2 流量観測業務積算基準(案) 5-2-7 現地調査 5-2-8 低水流量観測 5-2-10 流量観測(ADCP)	一部	適用範囲の明確化 ※移動コースにかかる工数の算出は、「参考資料 の1-3-3 旅費交通費の率を用いない積算」を 適用する。
		独自基準	[1] 適用基準 第1節 共通～第6節 機械経費等による。 ただし、第4節 4-2 橋梁定期点検業務等積算基準は適用 しない。 設計業務等標準積算基準書(参考資料) 第5編 調査、計画 業務 第1章 調査、計画業務積算基準(参考資料) / 第1節 調 [2] 独自基準 第5節 水文観測業務 5-2 流量観測業務積算基準(案) 5-2-7 現地調査 5-2-8 低水流量観測 5-2-10 流量観測(ADCP)	一部 全部 全部	適用範囲の改定 第4節 道路施設点検業務は適用しない→ただ し、第4節 4-2 橋梁定期点検業務等積算基 準は適用しない。 適用範囲の新設 洪水痕跡調査業務の機械経費等の割合構成の 参考とするため、適用を追記。 改定に伴い読替を新設 「参考資料の1-3-3 旅費交通費の率を用いな い積算」を「業務委託積算基準総則第2章第1節 積1-3-3 旅費交通費の率を用いない積算」に
第6編 用地調査 等業務	第1章 用地調査等業務	適用基準	第3 業務費の内容及び積算 1 直接原価 (1)直接人件費 ロ補正率の取扱い (例示)木造建物A(表6-5)の場合	一部	文言の改定 人役の構成の改定

業務委託積算基準(令和4年10月1日)改定一覧

編	章	区分	改定項目	種別	改定要旨
第6編 用地調査 等業務	第1章 用地調査等業務	適用基準	第6 建物等の調査		
			4 建物の調査		
			(1) 木造建物の調査及び算定 表6-5	一部	歩掛の改定 人役の構成の改定
			(2) 木造特殊建物の調査及び算定 表6-7	一部	歩掛の改定 人役の構成の改定
			(3) 非木造建物の調査及び算定 表6-11 構造計算を行わない場合 構造計算を行う場合	一部	歩掛の改定 人役の構成の改定
			(4) 建物の見積	全部	歩掛の新設
			5 建物等の法令適合性の調査及び算定	一部	歩掛新設に伴う表番号の修正
			6 工作物の調査		
			7 建物等の残地移転要件の該当性の検討		
			8 照応建物の設計案の作成等		
			第9 移転工法案の検討		
			8 機械設備設計	一部	歩掛新設に伴う表番号の修正
			第11 再算定業務		
			3 再算定業務(再調査不要)	一部	適用範囲の改定 ただし、見積徴収(部材等の見積を除く)により再算定を行う場合は、表6-13、表6-19、表6-23及び表6-27の「外業(調査)」と「内業(図面等・算定)」により行うものとする。
			第15 地盤変動影響調査等		
2 現地踏査	一部	歩掛の改定 人役の構成の改定			
4 事前調査					
(1) 建物の調査	一部	適用範囲の改定 (追加)→なお、建物内部の調査を拒否されたものについては、歩掛(調査外業、調査内業(図面等))を60パーセントに補正するものとする。 なお、本歩掛に水準測量は含んでいないため、水準測量を実施する必要がある場合には、別途その費用を計上するものとする。→また、本歩掛には水準測量を含むものとするが、基準点(公共水準点)の設置に要する費用は含んでいないため、設置する必要がある場合には、別途その費用を計上するものとする。			
表15-1-2	一部	歩掛の改定 人役の構成の改定			
注2	一部	適用範囲の改定 区分所有権者によって共同所有となっているときは→区分所有権者又は借家人によって集合住宅となっているときはこの場合に共同持分を1戸として計上するものとする。→(削除)			
表15-1-6	一部	歩掛の改定 人役の構成の改定			
注1~3	全部	適用範囲の明確化			
表15-1-7	全部	規模補正率の新設			
(2) 工作物の調査	一部	適用範囲の改定、表番号の修正 工作物の調査とは、駐車場(月ぎめ駐車場等)や店舗・工場等の大規模敷地内の一部の工作物のみの調査を行うものであり→建物敷地内の。 (追加)→なお、本歩掛には水準測量を含むものとするが、基準点(公共水準点)の設置に要する費用は含んでいないため、設置する必要がある場合には、別途その費用を計上するものとする。			
表15-1-8	一部	歩掛の改定 標準歩掛の対象規模の改定、及び人役の構成の改定 規模:100m2以上500m2未満→100m2以上			
注1~2	一部	適用範囲の改定 注 建物調査の歩掛(表15-1-2)を計上した箇所については、本歩掛は計上しないものとする。 →注1 工作物の調査範囲内で建物の調査区域とした範囲は、工作物の調査面積から除くものとする。 (追記)→注2 駐車場(月ぎめ駐車場等)や店舗・工場等の大規模敷地内の一部の工作物のみの調査を行う場合も本歩掛により行うものとし、調査範囲が本表敷地面積欄に定める面積以外の場合は、表15-1-9の補正率を適用するものとする。			

業務委託積算基準(令和4年10月1日)改定一覧

編	章	区分	改定項目	種別	改定要旨
第6編 用地調査 等業務	第1章 用地調査等業務	適用基準	表15-1-9	一部	適用範囲及び補正率の改定
			5 事後調査 (1)建物の調査	一部	適用範囲の改定 (追加)→なお、建物内部の調査を拒否されたものについては、歩掛(調査外業、調査内業(図面等))を60パーセントに補正するものとする。
			表15-1-11	一部	歩掛の改定 人役の構成の改定
			注1~3	全部	適用範囲の明確化
			(2)工作物の調査	一部	適用範囲の改定、表番号の修正 工作物の調査とは、駐車場(月ぎめ駐車場等)や店舗・工場等の大規模敷地内の一部の工作物のみの調査を行うものであり→建物敷地内の(追加)→なお、本歩掛には水準測量を含むものとする。
			表15-1-12	一部	歩掛の改定 人役の構成の改定
			注1~2	一部	適用範囲の改定 注 建物調査の歩掛(表15-1-9)を計上した箇所については、本歩掛は計上しないものとする。 →注1 工作物の調査範囲内で建物の調査区域とした範囲は、工作物の調査面積から除くものと(追記)→注2 駐車場(月ぎめ駐車場等)や店舗・工場等の大規模敷地内の一部の工作物のみの調査を行う場合も本歩掛により行うものとし、調査範囲が本表敷地面積欄に定める面積以外の場合、表15-1-9の補正率を適用するものとする
			6 算定 表15-1-13	一部	歩掛の改定 標準歩掛の対象規模の改定、及び人役の構成の改定
			注2~3	一部	適用範囲の改定及び表番号の修正 (追加)→注2 区分所有者又は借家人が共同で使用する共用部分については、共用部分に応じた規模面積を1戸として計上するものとする。
			別表 設計数量表示単位一覧表	一部	歩掛新設に伴う追加及び改定
第8編 港湾・漁港 漁場整備	第8-1編・第8-2 編共通	適用基準	「2」 独自基準		
			第3 業務費の内容及び積算 1 直接原価 (2)直接経費 ロ 旅費交通費	一部	適用基準の総則への移行、改定 「設計業務等標準積算基準書(参考資料)第1編総則第2章積算基準第1節積算基準1-3-3」を業務委託積算基準総則第2章第1節1-3-3 旅費交通費」に読み替える。→旅費交通費の積算は「業務委託積算基準総則第2章第1節1-3 旅費交通費」
			第13 補償説明 表13-1 補償説明等A 判断基準	一部	共通仕様書に伴う条項の改定 124条→118条
		第15 地盤変動影響調査等 【一】 事前調査、事後調査及び算定 5 事後調査	全部	適用基準へ水準測量の取扱いが明記されたことに伴う、独自基準の廃止	
第8編 港湾・漁港 漁場整備	第8-1編・第8-2 編共通	適用基準	第2編 測量・調査等業務		
			1節 測量業務		
			3.深淺測量 3-1 総則 3-1-2 積算ツリー	一部	「協議・報告」を明記
			4.水路測量 4-1 総則 4-1-2 積算ツリー	一部	「協議・報告」を明記
			5.汀線測量 5-1 総則 5-1-2 積算ツリー	一部	「協議・報告」を明記
			2節 水域環境調査業務		
			3.流況調査 3-1 総則 3-1-2 積算ツリー	一部	「協議・報告」を明記
			4.水質・底質調査 4-1 総則 4-1-2 積算ツリー	一部	「協議・報告」を明記

業務委託積算基準(令和4年10月1日)改定一覧

編	章	区分	改定項目	種別	改定要旨
第8編 港湾・漁港 漁場整備	第8-1編・第8-2 編共通	適用基準	3節 環境生物調査業務 3.環境生物調査 3-1 総則 3-1-2 積算ツリー	一部	「協議・報告」を明記
			4節 磁気探査業務 3.磁気探査 3-1 総則 3-1-2 積算ツリー	一部	「協議・報告」を明記
			5節 潜水探査業務 3.潜水探査 3-1 総則 3-1-2 積算ツリー	一部	「協議・報告」を明記
			第3編 土質調査業務 1節 土質調査業務 3.土質調査 3-1 総則 3-1-2 積算ツリー 3-4 足場	一部 一部	「協議・報告」を明記 誤植の修正。「スパッド台船」に修正
第10編 農業農村 整備	第2章 調査	適用基準	設計業務等標準積算基準書 第2編 地質調査業務 第1章 地質調査積算基準 第1節 地質調査積算基準 1-4 安全費の積算 第2章 地質調査標準歩掛等 第2節 機械ボーリング(土質ボーリング ・岩盤ボーリング) 2-4 現場内小運搬	一部 一部	安全費率注釈の追記 索道運搬の削除。 モノレール運搬の設置距離から総運搬距離への変更。
	第3章 測量	適用基準	設計業務等標準積算基準書 第1編 測量業務 第2章 測量業務標準歩掛 第2節 基準点測量 第3節 水準測量	一部 一部	機械経費率、通信運搬費率、材料費率の改定 機械経費率、通信運搬費率、材料費率の改定
	第4章 設計	適用基準	土地改良工事積算基準(調査・測量・設計) Ⅲ 設計 設計業務標準歩掛 3 ポンプ場 Ⅴ 積算参考歩掛 設計業務等の積算参考歩掛 第2 設計業務積算参考歩掛 10 農道	一部 一部	語句の改定 歩掛の改定、現地調査を行う場合の注釈の改定
	第7章 機能診断		土地改良工事積算基準(調査・測量・設計) Ⅴ 積算参考歩掛 機能診断業務の積算参考歩掛 第2 機能診断業務参考歩掛の留意事項 第5 設計業務の積算参考歩掛 1-3 線の構造物における機能診断	一部 一部	適用範囲におけるパイプラインの追記 補正率一覧表及び歩掛表におけるパイプライン項目の新設
第11編 森林整備	第2章 地質調査業務	適用基準	第3 地すべり調査 3-4 地下水調査 3-4-1 (参考歩掛)地下水調査(自記水位計) 3-4-5 揚水試験	一部 一部	参考歩掛となった。 歩掛の修正 真空ポンプ → 水中ポンプ へ機械を見直し。
		独自基準	第4 地質調査(海岸) 4-3 位置測量 4-5 ボーリング 4-5-3 陸上ボーリング 4-6 原位置試験及び乱れの少ない試料採取 4-6-2 原意位置試験及び乱れの少ない試料採取(陸) 4-8 成果 4-8-1 報告書作成 4-8-2 電子成果品	一部 改定 改定 改定 改定	引用先を島根県の基準書に置き換える。 林野歩掛が削除となったため、国交省歩掛に準拠する。 林野歩掛が削除となったため、国交省歩掛に準拠する。 林野歩掛が削除となったため、国交省歩掛に準拠する。 林野独自の算定式から既存の算定式へ変更
	第4章 設計業務	適用基準	第3 山腹工設計 3-1 山腹工設計歩掛の構成 3-2 参考設計業務の内容 3-1 山腹工設計歩掛 1 設計計画 4 施設設計	削除 削除 新設 一部	削除 削除 歩掛の新設 名称の修正。(設計計画 → 施設設計)

